

議案第五四号

町有財産の処分について

左記のとおり町有財産を処分するものとする。

記

三朝町大字南橋 一六三番地	建物構造 木造平屋建 並銘校舎	棟数 一棟	建坪 二二六一	建物の名称 三朝中学校小恵校舎 寄宿舍	処分の目的 老朽により使用にたえないので 公売により売却処分する。
------------------	-----------------------	----------	------------	---------------------------	---

昭和三十六年八月二十六日提出

三朝町長 坂土 雅己

昭和三十六年八月二十六日 原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

東伯郡三朝町議會議長印